

まちで見かけるマークを知ろう！



外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が暮らしています。ヘルプマークはこの方たちを援助できるように周囲にいる方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら

- ◎電車・バス内で席を譲ったり、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をしてください。
- ◎日常で突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。声をかけるなどの配慮をしましょう。
- ◎災害時は、安全に避難するための支援をしよう。

ヘルプマークは各ケアプラザで配布しています

生活支援コーディネーター 森田の 地域密着コラム

自生する豊富な竹をまちの大切な資源と捉え、有効活用すべくはじまり、今年で3回目の開催を迎えることになりました。飾られている竹灯籠はすべて地域の方の手作りで、回を重ねるたびに展示数が増えています。

「わたしも作ってみたい！」と思われた方！竹灯籠ワークショップも開催される予定となっていますので、ぜひ参加してみてください(詳細は右記、特設サイトから確認下さい)。

みなさんで作った竹灯籠が、今年は150基程、夏の夕べを照らします。模擬店の予定もあるようなので、夕涼みのひとときに、ぜひ足を運んでみてくださいね♪

新橋竹灯籠まつり2025

8/22(金) ▶ 24(日)

18:00 - 21:00

@新橋連合自治会館前の広場



「新橋竹灯籠まつり2025
特設サイト」はコチラから



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#住むなら 泉区

新橋地域ケアプラザ広報誌(第59号)

発行日:2025年6月20日

発行:社会福祉法人開く会

横浜市新橋地域ケアプラザ

責任者:所長 相沢 美樹

発行・編集:地域活動交流(竹内)

連絡先:泉区新橋町33-1

☎:813-3877 FAX:813-3380

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

Mail:sinbasi@hirakukaicp.or.jp

HP:<https://www.hirakukaicp.or.jp/shinbashi/>

横浜市新橋地域ケアプラザ

2025夏号

街の駅

事業のお知らせ

対象	事業名	内容	開催日時			参加費
			7月	8月	9月	
どなたでも	医療相談会	医療の素朴な質問を医師に相談できます	お休み	6日(水) 14:00-15:00	お休み	無料
	ラフターヨガ	笑いヨガの呼吸法を組合わせた健康体操	6日(日) 14:00-15:00	3日(日) 14:00-15:00	7日(日) 14:00-15:00	100円
	おさがりポスト	子ども服の無料交換会 持って帰るだけでも、持ってくるだけでもOK	お休み	お休み	3日(水) 10:30-12:00	無料
	おはようくつした	親子で遊べる広場 卓球台、オセロゲーム、らくがき、満点の星コーナーなど	13日(日) 10:00-15:00	お休み	14日(日) 10:00-15:00	無料
	健康歌声サロン	童謡・唱歌を中心に大きな声で歌います	27日(日) 10:00-11:00	24日(日) 10:00-11:00	28日(日) 10:00-11:00	無料
	ラジオ体操	屋外で気持ちよくからだを動かしましょう	毎週水曜 11:45-12:00 (雨天・夏季休会)			無料
主に高齢者	八百屋さんの出張販売	新鮮な青果やお総菜など、目で見て手に取って、買い物を楽しめます♪	毎週水曜 12:00-13:00			実費
	つながるスマホ教室	学生ボランティアから教わるスマホ教室。隔月で予約不要のスマホよろず相談カフェも開催	12日(土) 10:00-11:30 予約不要	9日(土) 10:00-11:30 要事前予約	13日(土) 10:00-11:30 予約不要	無料

ケアプラザ休館日

22日(火)

18日(月)

16日(火)

成年後見制度

●今号の中面は、「成年後見制度」を取り上げました。「いろいろな手続きや契約がむずかしくてわからない」そう感じるようになった時でも安心して暮らせるためにお手伝いをしてくれる制度を紹介します。



ご存知ですか？

成年後見制度

成年後見制度は、認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方などが安心して生活できるように、保護し、法律的に支援する制度です。

成年後見制度のメリット

- ・ 不必要な契約をしてしまっても取り消すことができる。
- ・ 身近な人等による財産の使い込みや経済的な破綻を予防できる。
- ・ 介護サービスや施設入所に関する契約等を代理して行ってもらえることができる。

～こんな心配・不安を抱えていませんか？～

母親と同居で…

認知症の母が同じものや高額なものを買ってくる



後見人等は契約の取り消しができます。被害を抑えることができます。



親と同居しているから…

認知症の母の財産管理をしていてほかの姉妹から疑われている



後見人等に本人の財産管理をお願いすることができます。



夫婦2人暮らしで…

妻が認知症に…でも私は病院に入院しなければならない



妻に後見人等を付けて、ご自身は治療に専念できます。



親と離れて暮らしていて…

母が認知症に…銀行口座から母の生活費が払い出しできない



後見人等が金融機関に届け出をすると払い出しができます。



●後見手続きの流れ

申立て準備

申立て

面接や調査

審判

審判の確定

成年後見の開始

Q.申立てには何が必要？

- ・ 申請書
 - ・ 財産やお金分かるもの(通帳のコピーや財産目録)
 - ・ 本人の住民票
 - ・ 医師の診断書
- など

Q.どこに申立てをするの？

家庭裁判所に申立てをします。
横浜市の場合は横浜家庭裁判所(045-345-8001)

Q.手続きにはいくらぐらいかかるの？

申立てや書類作成などで約15,000円かかります。

鑑別費用など別途かかることがあります。

Q.結果が出るまでどれくらいかかるの？

申立てをしてから概ね2～3か月かかります。

Q.どんな人が後見人等になれるの？

- ・ 本人の親族
 - ・ 専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士など)
 - ・ 法人(社会福祉法人、NPO法人など)
- など

●近くの相談窓口

成年後見制度の申立てや手続きについてわからないことや聞きたいことは、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)又は区役所へお問い合わせください。